

別紙

3 高福第 3 7 4 号

令和 3 年 4 月 1 9 日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長

(公 印 省 略)

「まん延防止等重点措置」の適用に係る高齢者施設等の対応について
(依頼)

今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染再拡大を受け、国において、本県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

このため、本県では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、特に、名古屋市を重点措置を講じるべき区域とし、飲食店等に対する営業時間短縮要請等、感染のまん延防止と第 4 波の抑制を図るため、必要な対策を強化することとしております。

各施設等においては、別添「まん延防止・第 4 波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ」を確認の上、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和 2 年 10 月 15 日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」等を参考に適切な対応をお願いいたします。

担 当 施設グループ

電 話 052-954-6287 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

担 当 介護保険指定・指導グループ

電 話 052-954-6289 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)